

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八王子市国民健康保険条例（昭和34年条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 1～19 （略） （保険税の均等割額の特例） <u>20 当分の間、令和2年度以後の年度における初日の前日において、18歳未満である被保険者（納税義務者及びその配偶者を除く。）に係る第11条第2項及び第3項に規定する被保険者均等割額は、第14条及び第16条の規定にかかわらず、免除する。</u></p>	<p>附 則 1～19 （略）</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の八王子市国民健康保険条例附則第20項の規定は、令和2年度以後の年度分の保険税について適用し、平成31年度以前の年度分の保険税については、なお従前の例による。

## 別紙2

### 提案理由

18歳未満の被保険者均等割額を免除し、子どもがいる世帯の経済的負担を軽減する必要があるため、八王子市国民健康保険条例の一部の改正を提案する。